



# 第86回

## 定時株主総会 招集ご通知

### 開催日時

平成29年6月29日（木曜日）

午前10時

### 開催場所

東京都品川区東大井五丁目22番5号

オブリ・ユニビル 6階会議室

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

### 決議事項

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件  |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件  |
| 第4号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し<br>退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰<br>労金制度廃止に伴う退職慰労金の打<br>切り支給の件 |
| 第5号議案 | 取締役および監査役の報酬額改定の<br>件  |
| 第6号議案 | 取締役賞与支給の件  |
| 第7号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する<br>対応策（買収防衛策）の継続の件                                |

### 目次

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第86回定時株主総会招集ご通知 | 1  |
| 議決権行使等についてのご案内  | 2  |
| 株主総会参考書類        | 3  |
| 事業報告            | 31 |
| 連結計算書類          | 53 |
| 計算書類            | 56 |
| 監査報告            | 59 |

## 三愛石油株式会社

証券コード：8097

株主各位

(証券コード 8097)  
平成29年6月7日  
東京都品川区東大井五丁目22番5号  
**三菱石油株式会社**  
代表取締役社長 **金田 準**

## 第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日(水曜日)午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <b>1 日 時</b>             | 平成29年6月29日(木曜日) 午前10時  |
| <b>2 場 所</b>             | 東京都品川区東大井五丁目22番5号<br>オブリ・ユニビル 6階会議室  |
| <b>3 目的事項</b>            | <b>報告事項</b> 1. 第86期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第86期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類報告の件<br><b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件<br>第2号議案 取締役9名選任の件<br>第3号議案 監査役2名選任の件<br>第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給の件<br>第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件<br>第6号議案 取締役賞与支給の件<br>第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件 |
| <b>4 議決権の行使等についてのご案内</b> | 2頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。  |
| <b>5 インターネット開示に関する事項</b> | 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト( <a href="http://www.san-ai-oil.co.jp/">http://www.san-ai-oil.co.jp/</a> )に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。   |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

**当社ウェブサイト (<http://www.san-ai-oil.co.jp/>)**

## 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** 平成29年 6 月 29日（木曜日）午前10時

**場所** 東京都品川区東大井五丁目22番5号  
オブリ・ユニビル 6階会議室

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成29年 6 月 28日（水曜日）午後5時40分到着分まで

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案

### 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、業績に対応した配当をおこなうことを基本方針としつつ、長期的な視野に立った安定配当を維持するとともに、経営体質の強化と今後の事業展開などを勘案し、内部留保にも意を用いております。

第86期の期末配当につきましては、この方針に基づき普通配当10円に特別配当1円を実施することとし、これに創立65周年記念配当1円を加えて1株につき12円とさせていただきますと存じます。

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 配当財産の種類                   | 金銭   |
| 配当財産の割当てに関する事項<br>およびその総額 | 当社普通株式1株につき <b>12円</b><br><b>(普通配当10円、特別配当1円、記念配当1円)</b><br>総額 <b>846,861,924円</b><br>なお、当社は当事業年度において中間配当（普通配当9円）を実施しておりますので、年間配当は1株につき21円（普通配当19円、特別配当1円、記念配当1円）となり、前事業年度に比べ2円の増配となります。 |
| 剰余金の配当が効力を生じる日            | 平成29年6月30日   |

## 第2号議案

## 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                        | 現在の当社における地位・担当                            |    |       |
|-------|---------------------------|---|----|-------|
| 1     | かね だ じゅん<br>金 田 准         | 代表取締役社長                                   | 再任 |       |
| 2     | つか はら ゆきお<br>塚 原 由紀夫      | 専務取締役 営業部門担当                              | 再任 |       |
| 3     | ま ごおり よし ひろ<br>馬 郡 義 博    | 専務取締役 管理部門担当 CSR推進部長                      | 再任 |       |
| 4     | やま した とも のぶ<br>山 下 奉 信    | 常務取締役 エネルギーソリューション事業部長<br>化学品事業部長 潤滑油販売部長 | 再任 |       |
| 5     | はや かわ とも ゆき<br>早 川 智 之    | 取締役 羽田支社担当 羽田支社長<br>羽田支社空港関連対策室長          | 再任 |       |
| 6     | まつ お こう じ<br>松 尾 耕 次      | 取締役 ガス事業部長 ガス販売部長                         | 再任 |       |
| 7     | おお く ぼ ひろ つぐ<br>大 久 保 宏 次 | 石油事業部卸売販売部中部支店長                           | 新任 |       |
| 8     | うめ づ みつ ひろ<br>梅 津 光 弘     | 取締役                                       | 再任 | 社外 独立 |
| 9     | たか はし とも ゆき<br>高 橋 朋 敬    | 取締役                                       | 再任 | 社外 独立 |

**再任** 再任取締役候補者

**新任** 新任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 証券取引所独立役員

| 候補者番号   | 氏名 (生年月日)   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況  | 所有する当社の株式数 |
|---------|---|--|------------|
| 1<br>再任 | <br>かねだ しげのり<br><b>金田 準</b><br>(昭和23年9月24日生) | 昭和47年10月 当社入社<br>平成13年6月 同取締役<br>平成16年4月 同常務取締役<br>平成19年6月 同代表取締役社長 (現在) | 23,000株    |
|         | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>同氏は、会社経営に関する幅広い見識を有し、現在、当社の代表取締役社長として実行力、リーダーシップを発揮し、事業の発展に貢献していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。      |  |            |

| 候補者番号   | 氏名 (生年月日)   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況  | 所有する当社の株式数 |
|---------|---|--|------------|
| 2<br>再任 | <br>つかはら ゆきお<br><b>塚原 由紀夫</b><br>(昭和27年3月29日生)                        | 昭和50年3月 当社入社<br>平成19年6月 同取締役<br>同石油事業部門・化学品事業部門・需給部担当<br>平成23年6月 国際油化株式会社代表取締役社長<br>平成25年6月 当社常務取締役<br>同営業部門担当 (現在)<br>平成27年6月 同専務取締役 (現在) | 13,600株    |
|         | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>同氏は、取締役として石油事業や化学品事業を担当した後、国際油化株式会社代表取締役社長を務め、現在、当社の専務取締役営業部門担当として事業の発展に貢献するとともに、豊富な経験と幅広い見識を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |  |            |

| 候補者番号   | 氏名（生年月日）  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況   | 所有する当社の株式数 |
|---------|---|---|------------|
| 3<br>再任 |  <p>まごおり よしひろ<br/><b>馬郡 義博</b><br/>(昭和26年5月31日生)</p>                                   | 昭和51年 3月 当社入社<br>平成20年 7月 国際油化株式会社取締役<br>平成22年 6月 当社取締役<br>同経理部長<br>平成25年 6月 同常務取締役<br>同管理部門担当（現在）<br>平成26年 6月 同人事総務部長<br>同CSR推進部長（現在）<br>平成27年 6月 同専務取締役（現在） | 14,500株    |
|         | <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>                     同氏は、当社および国際油化株式会社において管理部門の責任者を務め、現在、当社の専務取締役管理部門担当として事業の発展に貢献するとともに、豊富な経験と幅広い見識を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |   |            |

| 候補者番号   | 氏名（生年月日）  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況  | 所有する当社の株式数 |
|---------|---|--|------------|
| 4<br>再任 |  <p>やました とものが<br/><b>山下 奉信</b><br/>(昭和28年1月4日生)</p>   | 昭和51年 4月 三井物産株式会社入社<br>平成18年 7月 国際油化株式会社代表取締役社長<br>平成22年 5月 三井石油株式会社取締役常務執行役員<br>平成26年 6月 当社取締役<br>同エネルギーソリューション事業部長（現在）<br>同化学品事業部長（現在）<br>平成27年 4月 同潤滑油販売部長（現在）<br>平成27年 6月 同常務取締役（現在） | 2,700株     |
|         | <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>                     同氏は、三井物産株式会社に入社後、国際油化株式会社代表取締役社長、三井石油株式会社取締役常務執行役員を務め、平成26年に当社の取締役に就任、現在、常務取締役エネルギーソリューション事業部長兼化学品事業部長として事業の発展に貢献するとともに、豊富な経験と幅広い見識を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |  |            |

| 候補者番号   | 氏名 (生年月日)   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況  | 所有する当社の株式数 |
|---------|---|--|------------|
| 5<br>再任 |  <p>はやかわ ともゆき<br/><b>早川 智之</b><br/>(昭和31年5月22日生)</p> | 昭和55年 3月 当社入社<br>平成24年 4月 同羽田支社業務部長<br>平成26年 6月 同経理部長<br>平成27年 6月 同取締役 (現在)<br>平成28年 6月 同羽田支社担当 (現在)<br>同羽田支社長 (現在)<br>同羽田支社空港関連対策室長 (現在)<br>三愛アビエーションサービス株式会社代表取締役社長 (現在)<br>神戸空港給油施設株式会社代表取締役社長 (現在)<br><br><b>【重要な兼職の状況】</b><br>三愛アビエーションサービス株式会社代表取締役社長<br>神戸空港給油施設株式会社代表取締役社長 | 9,350株     |
|         | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>同氏は、現在、取締役羽田支社長を務め、当社の航空関連事業担当として事業の発展に貢献するとともに、豊富な経験と幅広い見識を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                |  |            |

| 候補者番号   | 氏名 (生年月日)   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況   | 所有する当社の株式数 |
|---------|---|---|------------|
| 6<br>再任 |  <p>まつお こうじ<br/><b>松尾 耕次</b><br/>(昭和39年1月30日生)</p>  | 昭和61年 3月 当社入社<br>平成21年 6月 三愛オブリガス中国株式会社代表取締役社長<br>平成25年10月 三愛オブリガス東日本株式会社代表取締役社長<br>平成27年 6月 当社取締役 (現在)<br>同ガス事業部長 (現在)<br>同ガス販売部長 (現在) | 17,250株    |
|         | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>同氏は、三愛オブリガス中国株式会社代表取締役社長、三愛オブリガス東日本株式会社代表取締役社長を務め、LPガス事業における卸売りおよび小売り販売に精通し、現在、当社の取締役ガス事業部長として事業の発展に貢献するとともに、豊富な経験と幅広い見識を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |   |            |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日）  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況  | 所有する当社の株式数 |
|-------|---|--|------------|
| 7     |  <p>おおく ぼ ひろつぐ<br/><b>大久保 宏次</b><br/>(昭和38年7月15日生)</p> | <p>昭和63年 3月 当社入社<br/>平成18年 4月 栃木三愛石油株式会社代表取締役社長<br/>平成19年 4月 関東三愛石油株式会社代表取締役社長<br/>平成20年10月 中部三愛石油株式会社代表取締役社長<br/>平成27年10月 当社石油事業部卸売販売部中部支店長（現在）</p> | 2,000株     |

新任

**【取締役候補者とした理由】**

同氏は、栃木三愛石油株式会社代表取締役社長、関東三愛石油株式会社代表取締役社長、中部三愛石油株式会社代表取締役社長、当社の中部支店長の職を務めるなど、石油事業における卸売りおよび小売り販売に精通するとともに、豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社取締役として相応しい人材と判断し、選任をお願いするものであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日）  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況   | 所有する当社の株式数 |
|-------|---|---|------------|
| 8     |  <p>うめづ みつひろ<br/><b>梅津 光弘</b><br/>(昭和32年5月18日生)</p> | <p>平成15年 4月 慶應義塾大学商学部助教授<br/>平成19年 4月 同大学商学部准教授（現在）<br/>平成19年 6月 ニッセイ同和損害保険株式会社<br/>（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）社外取締役<br/>平成22年 4月 MS&amp;ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役<br/>平成22年 6月 当社取締役（現在）<br/>平成26年 6月 アコム株式会社社外取締役（現在）</p> | 0株         |

再任

社外

独立

**【重要な兼職の状況】**

慶應義塾大学商学部准教授  
アコム株式会社社外取締役

**【社外取締役候補者とした理由】**

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、大学において企業倫理学、応用倫理学の分野を長年研究され、その専門的視点から当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など、当社の社外取締役としての役割を十分に発揮いただいていることから選任をお願いするものであります。

| 候補者番号  | 氏名（生年月日）   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況  | 所有する当社の株式数 |
|--|--|--|------------|
| 9<br>再任<br>社外<br>独立  |  <p>たかはし ともゆき<br/><b>高橋 朋敬</b><br/>(昭和20年1月5日生)</p> | <p>平成13年 1月 国土交通省自動車交通局長<br/> 平成13年10月 日本政策投資銀行理事<br/> 平成17年 6月 空港施設株式会社代表取締役副社長<br/> 平成18年 6月 同代表取締役社長<br/> 平成19年 6月 東京空港冷暖房株式会社代表取締役社長<br/> 平成26年 6月 空港施設株式会社代表取締役会長（現在）<br/> 平成27年 6月 当社取締役（現在）</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b><br/> 空港施設株式会社代表取締役会長</p> | 0株         |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b><br/> 同氏は、国土交通省において長年にわたり運輸・交通の分野に携わり、また、企業の経営者としても豊富な経験と高い見識を有し、当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など、当社の社外取締役としてその役割を十分に発揮いただいていることから選任をお願いするものであります。</p> |  |  |            |

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 梅津光弘および高橋朋敬の両氏は、社外取締役候補者であります。
  - (2) 梅津光弘氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
  - (3) 当社は、会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、梅津光弘氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、この責任限定契約を継続する予定であり、この契約の内容の概要は、会社法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を負うに至った場合に、金300万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額までに責任を限定するものであります。
  - (4) 当社は、梅津光弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
  - (5) 高橋朋敬氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
  - (6) 当社は、会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、高橋朋敬氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、この責任限定契約を継続する予定であり、この契約の内容の概要は、会社法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を負うに至った場合に、金300万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額までに責任を限定するものであります。
  - (7) 当社は、高橋朋敬氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

## 第3号議案

## 監査役2名選任の件

監査役中川栄一氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また監査役長崎武彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、監査役候補者隼田洋氏は、監査役中川栄一氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより退任される同監査役の任期が満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号  | 氏名（生年月日）   | 略歴、地位および重要な兼職の状況   | 所有する当社の株式数 |
|--|--|--|------------|
| 1<br>新任  | <br>はやた ひろし<br><b>隼田 洋</b><br>(昭和38年3月17日生) | 昭和61年 3月 当社入社<br>平成14年 7月 同石油事業部卸売販売部関東第二支店長<br>平成28年 6月 同法務審査部長（現在） | 4,100株     |
| <b>【監査役候補者とした理由】</b><br>同氏は、石油事業における豊富な経験を有し、現在、法務審査部長として公正な審査をおこなうとともに、幅広い見識を有することから、当社の監査役として相応しい人材と判断し、選任をお願いするものであります。 |  |  |            |

| 候補者番号  | 氏名 (生年月日)   | 略歴、地位および重要な兼職の状況  | 所有する当社の株式数 |
|--|---|---|------------|
| <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">2</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; text-align: center;">再任</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; text-align: center;">社外</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">独立</p> |  <p style="text-align: center;">ながさき たけひこ<br/><b>長崎 武彦</b><br/>(昭和18年5月31日生)</p>                                       | <p>昭和46年 8月 公認会計士登録 (現在)</p> <p>昭和52年 7月 監査法人東京第一公認会計士事務所社員</p> <p>昭和63年 7月 太田昭和監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 入所、同社員</p> <p>平成18年 5月 同副理事長</p> <p>平成21年 6月 当社監査役 (現在)</p> <p>平成21年 7月 公認会計士長崎武彦事務所開設 (現在)</p> <p>平成28年10月 第一生命保険株式会社社外監査役 (現在)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b><br/>第一生命保険株式会社社外監査役</p> | 3,000株     |
|  | <p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験などから十分な見識を有しており、現に企業財務・会計の専門家としての立場から当社の社外監査役の職務を適切に遂行いただいております。今後ともその職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p> |   |            |

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 長崎武彦氏は、社外監査役候補者であります。
  - (2) 同氏の当社での監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
  - (3) 当社は、会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、同氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、この責任限定契約を継続する予定であり、この契約の内容の概要は、会社法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を負うに至った場合に、金300万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額までに責任を限定するものであります。
  - (4) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

## 第4号議案

## 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される野田幸宏氏および監査役を辞任される中川栄一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の内規ならびに従来の慣例に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名    | 略歴                 |
|-------|--------------------|
| 野田 幸宏 | 平成28年6月当社取締役（現在）   |
| 中川 栄一 | 平成24年6月当社常勤監査役（現在） |

また、当社は役員報酬体系の見直しの一環として、平成29年3月28日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案および第3号議案を原案通りご承認いただいた場合に再任される取締役8名、監査役1名および在任中の監査役3名の各氏に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社の内規ならびに従来の慣例に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

なお、その贈呈の時期は各氏の退任する時とし、具体的金額、方法などは取締役は取締役会に、監査役は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名     | 略歴   |
|--------|--|
| 金田 準   | 平成13年6月当社取締役<br>平成16年4月同常務取締役<br>平成19年6月同代表取締役社長（現在） |
| 塚原 由紀夫 | 平成25年6月当社常務取締役<br>平成27年6月同専務取締役（現在）                  |
| 馬郡 義博  | 平成22年6月当社取締役<br>平成25年6月同常務取締役<br>平成27年6月同専務取締役（現在）   |
| 山下 奉信  | 平成26年6月当社取締役<br>平成27年6月同常務取締役（現在）                    |
| 早川 智之  | 平成27年6月当社取締役（現在）                                     |

| 氏名       | 略歴                 |
|----------|--------------------|
| 松 尾 耕 次  | 平成27年6月当社取締役（現在）   |
| 梅 津 光 弘  | 平成22年6月当社取締役（現在）   |
| 高 橋 朋 敬  | 平成27年6月当社取締役（現在）   |
| 水 谷 知 彦  | 平成26年6月当社常勤監査役（現在） |
| 長 崎 武 彦  | 平成21年6月当社監査役（現在）   |
| 中 川 洋    | 平成23年6月当社監査役（現在）   |
| 豊 泉 貫 太郎 | 平成28年6月当社監査役（現在）   |

- (注) 1. 取締役梅津光弘および高橋朋敬の両氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役長崎武彦、中川洋および豊泉貫太郎の3氏は、社外監査役であります。

#### 第5号議案

### 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第75回定時株主総会において月額1,700万円以内、また監査役の報酬額は、平成17年6月29日開催の第74回定時株主総会において月額450万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、今般の役員報酬体系の見直しにより役員退職慰労金制度を廃止することなど、諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を月額2,200万円以内（うち社外取締役分月額120万円以内）、監査役の報酬額を月額550万円以内（うち社外監査役分月額180万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）であります。第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されましても、取締役および監査役の員数に変更はありません。

#### 第6号議案

### 取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役7名に対し、当事業年度の業績などを勘案し、取締役賞与総額4,570万円を支給することといたしたいと存じます。

## 第7号議案

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年5月13日開催の取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）を決定し、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、同年6月27日開催の当社第77回定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成23年6月29日開催の当社第80回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現行プラン」といいます。）として一部変更のうえ継続いたしました。その後、平成26年6月27日開催の第83回定時株主総会において現行プランを継続することのご承認をいただき現在に至っておりますが、現行プランの有効期間につきましては、本総会終結の時までとなっております。

本議案につきましては、この基本方針を維持し現行プランに変更を加えることなく継続することのご承認をお願いするものであります。

なお、現時点において当社が特定の第三者から当社株式の大規模買付行為をおこなう旨の通知や提案等を受けている事実はありません。

## I 基本方針の内容

上場会社である当社株式は、株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、当社はこれを一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社やその関係者に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資することにならないものも少なくありません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## II 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下、「本プラン」といいます。）

### 1. 本プランの目的

当社取締役会は、突然、当社株式に対する大規模買付行為がなされた時に、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が当社の本源的な企業価値と比べて妥当か否かについて、株主のみなさまが短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方からの必要かつ十分な情報の提供が不可欠であり、当社株式を売却せず継続して保有することをお考えの株主のみなさまにとりましても、大規模買付者の経営方針や事業計画の内容等が、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であると考えております。また、当社取締役会が当該大規模買付行為に対しどのような意見を有しているのかについても、株主のみなさまにとりまして重要な判断材料であると考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為に際し、大規模買付者から事前に株主のみなさまが判断するために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきであり、大規模買付行為が一定の合理的なルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従っておこなわれることが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保になるものと考え、上記の基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合に、それらの者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置を含めた本プランが必要であると判断いたしました。

なお、本プラン全体の概要につきましては、別紙1「フローチャート」をご参照ください。

### 2. 本プランの内容

#### (1) 本プランの対象となる大規模買付

本プランの対象となる大規模買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為をおこなう者を「大規模買付者」といいます。）をいいます。ただし、いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除くものといたします。

なお、大規模買付行為は、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わないものといたします。

(注1) 特定株主グループとは、次の (i) または (ii) を意味します。

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場においておこなわれるものを含みます。）をおこなう者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

(注2) 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点の発行済全株式から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数といたします。

## (2) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について、当社取締役会による最終決定をおこないますが、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その決定の客観性、公正性および合理性を担保するため、独立委員会を設置することといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の決定に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非等について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為および大規模買付行為に対する当社取締役会意見等について慎重に評価・検討のうえ、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非等について勧告をおこなうものといたします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動等について決定することとし、独立委員会の勧告内容についてその概要を適宜情報開示いたします。

独立委員会は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者（注3）の中から選任いたします。

なお、独立委員会規程の概要につきましては、別紙2「独立委員会規程の概要」をご参照ください。

(注3) 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

### (3) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというもので、その概要は以下のとおりであります。

#### ① 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為をおこなおうとする場合には、まず当社代表取締役宛に大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

- (i) 大規模買付者の名称、住所
- (ii) 設立準拠法
- (iii) 代表者の氏名
- (iv) 国内連絡先
- (v) 提案する大規模買付行為の概要等

#### ② 必要情報の提供

当社取締役会は、上記の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主のみなさまの判断および当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付いたします。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりであります。なお、当社取締役会に提供された本必要情報については、速やかに独立委員会に提出するものといたします。

- (i) 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の価額の算出根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (vi) 大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者の処遇方針

ただし、提供された情報を精査した結果、それだけでは不十分であると認められる場合には、当社取締役会または独立委員会より大規模買付者に対して、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付者の買付提案があった事実および提供された本必要情報について、株主のみなさまの判断に必要であると認めた場合、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。また、当社取締役会が、本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知するとともに、速やかに開示いたします。

### ③ 当社取締役会の意見の開示等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、本必要情報の提供が完了したと認め、その旨を開示した日の翌日から起算して最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付の場合）または最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による大規模買付行為についての評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「当社取締役会評価期間」といいます。）として設定し、開示いたします。ただし、独立委員会の勧告が当社取締役会評価期間内に発せられないなど、やむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で当社取締役会評価期間を延長（最大30日間）できるものとし、その延長期間および延長の理由を大規模買付者に通知するとともに、開示いたします。

当社取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、その意見を開示いたします。また、必要に応じて大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の改善について交渉し、株主のみなさまに対し代替案を提示することもあります。

当社の大規模買付ルールでは、当社取締役会評価期間の経過後において大規模買付行為が開始されるものといいたします。

#### (4) 大規模買付行為がなされた場合の対応

##### ① 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主のみなさまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。したがって、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは株主のみなさまにおいて、当該買付提案または当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および定款上検討可能な対抗措置を取ることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当すると考えております。

なお、当社取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てをおこなう場合の新株予約権の概要は、別紙3「新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりであります。議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社株式と引換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項を付すなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることといたします。

- (i) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社株式を会社関係者に引取らせる目的で当社株式の大規模買付行為がおこなわれる場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (ii) 会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社などに移譲させるなど、いわゆる焦土化経営をおこなう目的で当社株式の大規模買付行為がおこなわれる場合
- (iii) 会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社などの債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の大規模買付行為がおこなわれる場合
- (iv) 会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券、高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で、当社株式の大規模買付行為がおこなわれる場合

- (v) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式全部を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式の買付をおこなうことをいいます。）等の、株主のみなさまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主のみなさまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
  - (vi) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類、価額およびその算出根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
  - (vii) 大規模買付者による当社に対する支配権の獲得により、株主のみなさまはもとより、顧客、従業員、地域社会、その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断される場合
  - (viii) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
  - (ix) 大規模買付者が公序良俗の観点から支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合
- 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款上検討可能な対抗措置を取り、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

### ③ 対抗措置の発動条件

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、上記①に記載のとおり原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りませんが、例外的に対抗措置を取る場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動の決定に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非等について諮問し、独立委員会は大規模買付行為および大規模買付行為に対する当社取締役会の意見等を慎重に検討し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会評価期間内に勧告をおこなうものいたします。

また、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合においても、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動の決定に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非等について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが順守されているか否か十分検討したうえで、対抗措置の発動の是非等について勧告をおこなうものいたします。

当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動等を決定することができるものいたします。

なお、独立委員会より、株主総会を招集し株主のみなさまのご意思を確認する旨の勧告があり、当社取締役会としても、株主のみなさまのご意思を尊重し、確認することが適切であると判断した場合には、当社取締役会は株主総会を招集することとし、株主のみなさまのご判断による対抗措置の発動、不発動の決定（普通決議による決定）ができるものいたします。

### ④ 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更をおこなうなど当該対抗措置の発動の前提となった事実に変更が生じ、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は独立委員会の意見または勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更等をおこなうことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てをおこなう場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更をおこなうなどの事情により対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けたくうえで、新株予約権の無償割当てを中止することとし、また新株予約権の無償割当て後においては、独立委員会の勧告を受けたくうえで、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより株主のみなさまは新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止をおこなうことができるものいたします。

このような対抗措置発動の停止をおこなう場合は、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともにその旨を速やかに開示いたします。

#### (5) 本プランの有効期間

本プランは、本定時株主総会で承認されることを条件に発効することとして取締役会で決議されました。本定時株主総会で株主のみなさまにお諮りする本プランの有効期間は3年間（平成32年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については定時株主総会の承認を得ることといたします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会において本プランの変更または廃止の決議がおこなわれた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

### 3. 株主および投資家のみなさまに与える影響

#### (1) 本プランが株主および投資家のみなさまに与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより株主のみなさまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護に繋がると考えております。

したがって、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家のみなさまが適切な投資判断をおこなううえでの前提となるものであり、株主および投資家のみなさまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記2. (4) 「大規模買付行為がなされた場合の対応」において述べましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家のみなさまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家のみなさまに与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記2.

(4) 「大規模買付行為がなされた場合の対応」に記載した具体的な対抗措置を取ることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

当社は、対抗措置の発動に際して大規模買付者等以外の株主のみなさまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てをおこなう場合は、割当て期日における株主のみなさまに、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てます。その後、取得条項が充足されたときには、当社により当該新株予約権の取得手続きがおこなわれ、大規模買付者等以外の株主のみなさまには、その取得の対価として当社株式が受領されるため、格別の不利益は発生いたしません。

なお、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社取締役会が当該新株予約権の発行を中止し、または当該新株予約権を無償にて取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買等をおこなった株主または投資家のみなさまには、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等においては、大規模買付ルールを順守しなかった場合、あるいは大規模買付ルールを順守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合、対抗措置が講じられることにより結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主のみなさまが必要となる手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てがおこなわれる場合、割当て期日における株主のみなさまは、新株予約権の引受の申込みを要することなく無償で新株予約権の割当てを受け、当社が取得条項に従い新株予約権の取得手続を取ることであり、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続は必要となりません。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをおこなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

4. 本プランの合理性

本プランは、次のとおり、基本方針に照らして当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものであります。

(2) 合理的な客観的発動要件の設定をしていること

本プランは、上記2. 「本プランの内容」に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(3) 独立性の高い社外者による判断の重視と情報開示をしていること

当社は、本プランの導入にあたり、上記2. (2)「独立委員会の設置」に記載のとおり、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社における決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を設置することといたします。また、独立委員会は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から選任いたします。

独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為および大規模買付行為に対する当社取締役会意見等について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置の是非等について勧告をおこなうものとし、その勧告内容については、その概要を適宜情報開示いたします。

(4) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主のみなさまのご承認をもって発効するものとし、その有効期間は上記2. (5)「本プランの有効期間」に記載のとおり、3年間（平成32年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）としたうえ、本プランの継続について定時株主総会の承認を得るものとしております。また、有効期間中であっても、株主総会の廃止の決議により本プランは廃止されるものといたします。

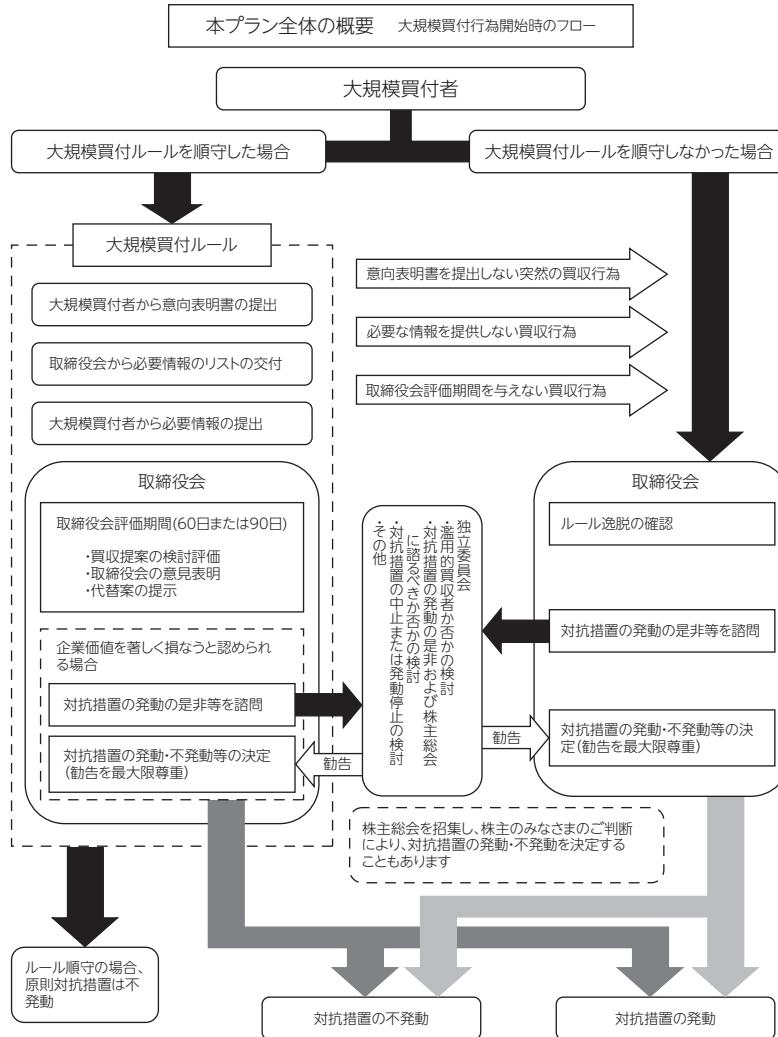
(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

上記2. (5)「本プランの有効期間」に記載のとおり、本プランは、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、選任された取締役で構成する取締役会の決議により本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度におこなうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

別紙 1

フローチャート



以上

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会がおこなう大規模買付行為に対する新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動または中止等の決議にあたり、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なう買付に該当するかどうか、あるいは新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動または中止等が相当であるかについて、公正・中立な第三者の視点から客観的に判断し、当社取締役会に勧告することで、当社取締役会による恣意的な判断あるいは過剰な対抗措置を防止することを目的とするものであり、当社取締役会がこれを設置する。
2. 独立委員会は、当社株式への大規模買付行為について当社の企業価値ひいては株主共同の利益確保の視点から判断するにあたり、企業経営について高度の見識を有し、かつ当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者で構成するものとし、その人数は3名以上とする。また、独立委員会の委員は、当社取締役会の決議により選任し、別途当社が指定する契約を当社との間で締結しなければならないものとする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任された時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結する時までとする。ただし、当社の社外取締役または社外監査役である独立委員会の委員が社外取締役または社外監査役でなくなった時は、独立委員会の委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、大規模買付者から当社取締役会に提出された大規模買付情報に基づき、次に記載する事項について検討のうえ決議し、当社取締役会に対して勧告をおこなうこととする。なお、かかる勧告をおこなうにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するかどうかの視点から判断することを要し、専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としない。
  - ① 大規模買付者が濫用的買収者か否か
  - ② 対抗措置の発動の是非および株主総会に諮るべきか否か
  - ③ 対抗措置の中止または発動の停止
  - ④ 新株予約権の無償割当ての適否
  - ⑤ 新株予約権の無償割当ての中止、取得、消却の適否
  - ⑥ 当社取締役会評価期間の延長について

- ⑦ 当社買収防衛策の廃止、変更の適否
  - ⑧ その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 独立委員会は、上記4. の他、次の事項についてもおこなうこととする。
- ① 大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害を生じるか否かの判断
  - ② 大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
  - ③ 大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査、検討
  - ④ その他当社買収防衛策において独立委員会がおこなうことができると定められた事項
  - ⑤ 当社取締役会において別途独立委員会がおこなうことができると定めた事項
6. 独立委員会は、当社取締役会に提出された大規模買付情報の内容が不十分であると判断した場合、大規模買付者に対し追加情報の提出を求めることができる。また、独立委員会は、大規模買付者から情報が提出された場合、当社取締役会に対しても合理的な期間内に、大規模買付行為に対する意見およびその根拠となる資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等の提示を求めることができる。
7. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員、その他必要と認める者の出席を求め、独立委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
8. 独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（金融機関、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等）の助言を得ることができる。
9. 独立委員会の各委員および当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員が全員出席し、その過半数をもってこれをおこなう。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由がある場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなうことができる。また、独立委員会の決議に関して特別の利害関係を有する独立委員会の委員は、決議に参加することができない。

以上

## 新株予約権の無償割当ての概要

### 1. 新株予約権の無償割当ての方法

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社が所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で、無償にて新株予約権を割当てる。

### 2. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権の無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### 4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

### 5. 新株予約権の目的となる株式の総数

(1) 新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合は、所要の調整をおこなう。

(2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（ただし、同時点において当社が所有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

#### 6. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込みをなすべき額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

#### 7. 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の権利行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

#### 8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### 9. 新株予約権の行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社の株式を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。）（以下、「特定株主等」という。）ではないこと、あるいは当社取締役会が大規模買付行為の完了を認めて公表していること等を行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

#### 10. 新株予約権の取得条項

当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他一定の事由が生じること、または当社取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または特定株主等以外の株主が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

(添付書類)

# 事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国景気の下振れリスクや英国のEU離脱問題に加え、米国の政権交代の影響が懸念されたものの、政府の経済政策や日本銀行の金融政策を背景に企業収益や雇用情勢が改善するなど、緩やかな回復基調が続いてまいりました。

当社グループを取り巻くエネルギー業界におきましては、省エネルギー化や顧客ニーズの多様化などにより石油製品の需要が減少傾向にあるなか、石油元売りの再編への動きが進むとともに、昨年4月に電力の小売りが全面自由化されました。

こうしたなかで、当社グループは、積極的な営業活動により販売基盤を拡大するとともに、石油事業やLPガス事業におけるグループの事業再編など経営の効率化を図ることで、業容の拡大と業績の向上に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、販売数量の減少や販売価格の下落により前期比12.2%減の6,556億68百万円となったものの、売上総利益の増加などにより、営業利益は前期比43.8%増の89億72百万円、経常利益は前期比38.3%増の98億44百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比11.2%増の59億39百万円となりました。

当社グループの事業別の状況は、次のとおりであります。

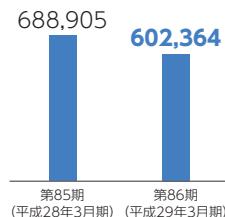
(単位：百万円)

|         | 石油関連事業  | ガス関連事業 | 航空関連事業他 | 調整額 | 連結財務諸表計上額 |
|---------|---------|--------|---------|-----|-----------|
| 売上高     | 602,364 | 38,966 | 14,337  | —   | 655,668   |
| セグメント利益 | 4,214   | 2,428  | 2,666   | 534 | 9,844     |

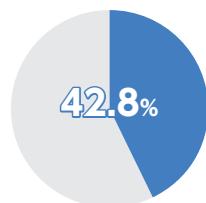
(注) セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整をおこなっております。

## 石油関連事業

### 売上高 (単位：百万円)



### セグメント利益構成比



### <石油製品販売業>

石油業界におきましては、低燃費車の普及など省エネルギー化の進展により、燃料油の需要は減少傾向が続いてまいりました。

こうしたなかで、当社グループにおきましては、新規特約店の獲得など積極的な営業活動に努めるとともに、販売網を整備するなど事業の効率化を図ってまいりました。

当社におきましては、平成28年のSS経営戦略を「共走共汗2016小売りへの情熱～チーム力を駆使して～」とし、チーム力向上によるSS経営の強化策を提案するとともに、次世代自動車を対象とした「接客サービスコンテスト」や「販売力強化研修」などを開催することで、SSスタッフの接客技術や販売力の強化によるリテールサポートを継続してまいりました。

産業用の燃料油販売につきましては、新規需要家の獲得と既存顧客の取引拡大に努めてまいりました。潤滑油販売につきましては、風力発電施設や、都市ガスエンジンおよびバイオガスエンジン発電施設向けに、潤滑油および機器類の改善による発電効率向上の提案をおこなうことで、潤滑油および濾過機等機器類の販売拡大を図ってまいりました。

キグナス石油株式会社におきましては、平成28年のセールスプロモーションとして「VALUE PROPOSITION～オイルマン宣言～」を掲げ、各種研修を用意し価値の源泉たるSSスタッフの人材力向上に取り組んでまいりました。なお、同社は競争力強化のため、コスモエネルギーホールディングス株式会社と資本業務提携契約を本年2月に締結いたしました。

### <化学品製造販売業>

当社グループにおきましては、メーカーと商社機能を活かした営業活動を展開してまいりました。防錆・防かび剤につきましては特殊洗浄剤用などへ拡販し、石油系溶剤などの工業薬品につきましては新規用途の開拓により営業基盤の拡大に努めるとともに、エクソンモービル製品につきましては直接輸入を交渉し、本年1月より輸入を開始いたしました。また、洗車機用ワックスや高級洗車コーティングシステム「ARAWZANS (アラウザンス)」などの自動車関連商品の販売を進めてまいりました。

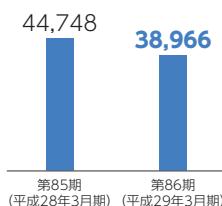
東洋理研株式会社におきましては、一般家庭用商品や農薬の受託生産の拡大に努めてまいりました。

なお、販売体制強化のため、粘接着剤（タッキファイヤー）を取り扱う日本ケミカル商事株式会社を昨年6月に完全子会社化いたしました。

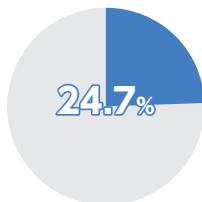
その結果、石油関連事業における売上高は、販売数量の減少や販売価格の下落により、前期比12.6%減の6,023億64百万円となりました。セグメント利益は、原油価格の上昇に伴う製品在庫の評価益の計上などにより前期比101.3%増の42億14百万円となりました。

## ガス関連事業

売上高 (単位：百万円)



セグメント利益構成比



### <LPガス販売業>

LPガス業界におきましては、世帯人員の減少や省エネ機器の普及により、家庭用の需要は減少傾向が続いてまいりました。

こうしたなかで、当社グループにおきましては、平成28年基本方針を「Take Action」と定め、競争力強化推進プログラムを作成し、生涯顧客化など特約店とともに消費者に密着した戦略を掲げてまいりました。

また、特約店向けの情報誌「GAS PRESS NOW!」やお客さま向けの「オブリStyle」、配送時の気づきを集める「報連相シート」の活用によりお客さまとの接点強化に努めてまいりました。さらに、新規特約店の獲得などによる販売数量の拡大や、LPガス小売営業権の買収などによる顧客軒数の増加を図ってまいりました。

保安面におきましては「危機対応訓練」や「一日保安ドック」を継続して実施し、保安の確保に努めてまいりました。

### <天然ガス販売業>

当社におきましては、産業用天然ガスの積極的な営業活動を全国で展開し、天然ガスを利用した熱や電気の有効活用による省エネや省CO<sub>2</sub>対策の提案などにより、新規需要家の獲得に努めてまいりました。また、佐賀天然ガスパイプラインでは監視機器の定期点検や安全パトロールの継続などにより保安に万全を期してまいりました。

佐賀ガス株式会社におきましては、お客さまに安心して都市ガスを利用していただくため、導管の維持管理や設備の保安の強化を徹底するとともに、都市ガスの需要拡大のため、新規需要家の獲得やガス空調システムなどの提案に努めてまいりました。

その結果、ガス関連事業における売上高は、前期比12.9%減の389億66百万円となりました。セグメント利益は、前期比8.3%増の24億28百万円となりました。

## 航空関連事業他

### 売上高 (単位：百万円)



### <航空燃料取扱業>

当社グループにおきましては、航空機給油施設の運営に万全を期すとともに、航空燃料給油業務における安全確保に努めてまいりました。

羽田空港におきましては、国際線の新規路線が就航したことにより燃料搭載数量は前年を上回りました。

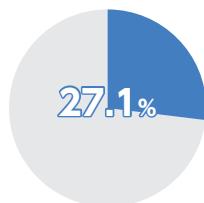
こうしたなかで、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた発着枠の増加など航空需要は引き続き拡大傾向にあり、当社では、貯油タンクの増設工事を進めるとともに、建物の耐震補強工事をおこなってまいりました。

### <その他>

三愛プラント工業株式会社におきましては、堅調な半導体関連向けの需要に支えられ、精密洗浄処理の受注が増加したことから、金属表面処理業の売上高は前期を上回りました。建設工事業の売上高は、石油関連施設の受注物件の工事完工が順調に進んだことから前期を上回りました。

その結果、航空関連事業他における売上高は、前期比10.3%増の143億37百万円となりました。セグメント利益は、前期比31.4%増の26億66百万円となりました。

### セグメント利益構成比



## **(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度におきましては、総額52億円の設備投資を実施いたしました。主な投資の内容は、航空機給油施設の増強、SSの新設・改造、コージェネレーションシステムの設置であります。

## **(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度におきまして当社は、長期借入金の借換えおよび設備投資資金として、長期借入金30億円の資金調達を実施いたしました。

## **(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

特に記載すべき事項はありません。

## **(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

特に記載すべき事項はありません。

## **(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

特に記載すべき事項はありません。

## **(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

特に記載すべき事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

国内景気の見通しにつきましては、海外経済の不確実性や金融市場の動向による影響が懸念され、今後も先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

当社グループを取り巻くエネルギー業界におきましては、石油製品の需要が減少するなか、石油元売りの再編や電力に続いて都市ガスの小売りが全面自由化されるなど、経営環境は大きく変化しております。

このような状況に対しまして、当社グループは、昨年度、石油やガス関連事業におきましてグループ内の重複する事業を集約化し、組織再編により効率的な販売体制の強化を進めてまいりました。

今後も選択と集中によりグループ内経営資源を有効活用し、お客さまに密着した小売り施策や多様なニーズに対応する提案型営業の推進、メーカー機能を活かした新商材の研究開発など、築き上げた販売基盤の強化とともに事業領域の拡大により、業績の向上に努めてまいります。本年2月にコスモエネルギーホールディングス株式会社と資本業務提携契約を締結したキグナス石油株式会社におきましては、提携の詳細について検討、協議を進めてまいります。

また、危険物を取り扱う企業グループの使命として、引き続き航空機給油施設や石油製品出荷基地における安全確保と運営に万全を期してまいります。

なお、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックにあわせて、羽田空港における発着枠の増加が見込まれておりますが、当社といたしましては、航空機給油施設の増設等インフラ整備を着実にここない、航空燃料の需要拡大に対処してまいります。

当社グループは、ゼロベース思考によるイノベーション（変革）を推進し、新たな価値を提供することで、お客さまから選ばれ続ける「安心感」のあるエネルギーサービス企業グループとして、持続的発展と企業価値の向上とともに、社会貢献に努めてまいります所存でございます。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 直前3事業年度の財産および損益の状況

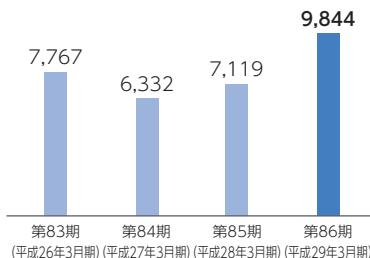
### 売上高

(単位：百万円)



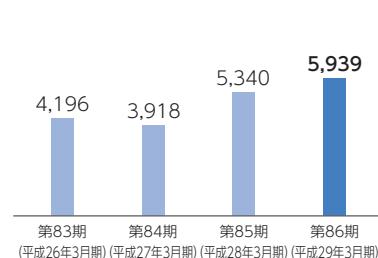
### 経常利益

(単位：百万円)



### 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



### 総資産/純資産

(単位：百万円)



### 1株当たり当期純利益

(単位：円)



| 区分              |       | 第83期<br>(平成26年3月期) | 第84期<br>(平成27年3月期) | 第85期<br>(平成28年3月期) | 第86期<br>(当連結会計年度)<br>(平成29年3月期) |
|-----------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高             | (百万円) | 959,834            | 883,856            | 746,658            | 655,668                         |
| 経常利益            | (百万円) | 7,767              | 6,332              | 7,119              | 9,844                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (百万円) | 4,196              | 3,918              | 5,340              | 5,939                           |
| 1株当たり当期純利益      | (円)   | 56.97              | 53.33              | 74.51              | 83.96                           |
| 総資産             | (百万円) | 202,160            | 197,609            | 180,157            | 188,499                         |
| 純資産             | (百万円) | 71,952             | 81,039             | 76,943             | 82,750                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出し、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、第85期より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

## (10) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金<br>(百万円) | 当社の出資比率<br>(%) | 主要な事業内容                |
|----------------|--------------|----------------|------------------------|
| キグナス石油株式会社     | 2,000        | 100.00         | 石油・石油化学製品の販売           |
| 国際油化株式会社       | 100          | 100.00         | 石油製品等の小売販売             |
| 東日本三愛石油株式会社    | 10           | 100.00         | 石油製品等の卸売・小売販売          |
| 北陸三愛石油株式会社     | 20           | 100.00         | 石油製品等の卸売・小売販売          |
| 東洋理研株式会社       | 10           | 100.00         | 化学製品等の製造・販売            |
| 日本ケミカル商事株式会社   | 70           | 100.00         | 化学製品等の販売               |
| 三愛オブリガス東日本株式会社 | 80           | 100.00         | LPガス等の卸売・小売販売          |
| 三愛オブリガス中国株式会社  | 20           | 100.00         | LPガス等の卸売・小売販売          |
| 三愛オブリガス九州株式会社  | 100          | 100.00         | LPガス等の卸売・小売販売          |
| 株式会社ニシムラ       | 30           | 100.00         | LPガス等の小売販売、建築工事等の設計・施工 |
| 佐賀ガス株式会社       | 700          | 71.43          | 都市ガスの販売                |
| 三愛プラント工業株式会社   | 200          | 100.00         | 建築工事等の設計・施工、金属製品の表面処理  |

- (注) 1. 三愛石油販売株式会社は、平成29年2月28日付で清算終了いたしました。  
 2. 日本ケミカル商事株式会社は、重要性の基準により新たに重要な子会社となりました。  
 3. キグナス石油株式会社は、コスモエネルギーホールディングス株式会社と資本業務提携契約を本年2月に締結いたしました。

## (11) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

| 事業      | 事業の内容                                 |
|---------|---------------------------------------|
| 石油関連事業  | 揮発油・灯油・軽油・重油等石油製品の販売・保管・出荷、化学製品の製造・販売 |
| ガス関連事業  | LPガスの販売、天然ガスの販売、都市ガスの販売、ガス機器の販売       |
| 航空関連事業他 | 航空燃料の保管・給油、金属表面処理、建物付帯設備の請負工事、不動産賃貸他  |

## (12) 主要な営業所および工場 (平成29年3月31日現在)

### ① 当社

|        |  |
|--------|--|
| 本社     | 東京都品川区   |
| 事業部、支社 | 石油事業部（東京）、エネルギーソリューション事業部（東京）、化学品事業部（東京）、ガス事業部（東京）、羽田支社（東京）  |
| 事業所    | <p>&lt;石油SOHO支店&gt;<br/>東北第一支店（宮城）、東北第二支店（青森）、関東第一支店（埼玉）、関東第二支店（新潟）、東京第一支店（東京）、東京第二支店（千葉）、東京第三支店（静岡）、中部支店（愛知）、近畿支店（大阪）、中国支店（広島）、四国支店（高知）、九州支店（福岡）</p> <p>&lt;石油直売支店&gt;<br/>東京直売支店（東京）、中部直売支店（愛知）、近畿直売支店（大阪）、九州直売支店（福岡）</p> <p>&lt;潤滑油販売支店&gt;<br/>東日本潤滑油販売支店（東京）、西日本潤滑油販売支店（大阪）</p> <p>&lt;化学品販売支店および研究所&gt;<br/>東日本化学品販売支店（東京）、中部化学品販売支店（愛知）、西日本化学品販売支店（大阪）、オートケミカル販売支店（東京）、研究所（茨城）</p> <p>&lt;天然ガス販売支店&gt;<br/>関東天然ガス販売支店（東京）、関西天然ガス販売支店（兵庫）、九州天然ガス販売支店（佐賀）</p> |

(注) 平成29年4月1日付で石油SOHO支店の関東第一支店と関東第二支店を関東支店に統合しております。

### ② 子会社

|    |  |
|----|--|
| 本社 | キグナス石油株式会社（東京）、国際油化株式会社（東京）、東日本三愛石油株式会社（青森）、北陸三愛石油株式会社（石川）、東洋理研株式会社（茨城）、日本ケミカル商事株式会社（東京）、三愛オブリガス東日本株式会社（東京）、三愛オブリガス中国株式会社（岡山）、三愛オブリガス九州株式会社（福岡）、株式会社ニシムラ（佐賀）、佐賀ガス株式会社（佐賀）、三愛プラント工業株式会社（東京） |
|----|--|

**(13) 使用人の状況** (平成29年3月31日現在)**① 当社グループの使用人の状況**

| 事業      | 使用人数            |
|---------|-----------------|
| 石油関連事業  | 837 (1,173) 名   |
| ガス関連事業  | 647 (119) 名     |
| 航空関連事業他 | 525 (38) 名      |
| 全社 (共通) | 72 (5) 名        |
| 合 計     | 2,081 (1,335) 名 |

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、臨時雇用者数は ( ) 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。  
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

**② 当社の使用人の状況**

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 475名 | 13名減      | 44.0歳 | 19.1年  |

(注) 使用人には出向者数84名を含み、入向者、臨時雇用者、非常勤嘱託は含まれておりません。

**(14) 主要な借入先の状況** (平成29年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額 (百万円) |
|--------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 3,414     |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 3,106     |
| 株式会社三井住友銀行   | 2,985     |
| 株式会社佐賀銀行     | 1,486     |

**(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特に記載すべき事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 277,870,000株
- ② 発行済株式の総数 70,571,827株 (自己株式428,173株を除く。)
- ③ 株主数 3,720名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名   | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|---|----------|----------|
| 公益財団法人新技術開発財団   | 8,282    | 11.74    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(三井住友信託銀行再信託分・株式会社リコー退職給付信託口) | 5,800    | 8.22     |
| 株式会社リコー   | 3,362    | 4.77     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)                           | 2,723    | 3.86     |
| 株式会社みずほ銀行   | 2,233    | 3.16     |
| 株式会社三井住友銀行  | 2,203    | 3.12     |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 2,173    | 3.08     |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY                   | 1,984    | 2.81     |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社                                      | 1,876    | 2.66     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                            | 1,660    | 2.35     |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

平成28年8月5日開催の取締役会決議に基づき、自己株式234,200株を総額192,714,700円で市場取引により取得しております。

### (2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## (3) 会社役員に関する事項

## ① 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

| 地位      | 氏名      | 担当                                     | 重要な兼職の状況  |
|---------|---------|--|---|
| 代表取締役社長 | 金 田 準   |  |   |
| 専務取締役   | 塚 原 由紀夫 | 営業部門担当                                 |   |
| 専務取締役   | 馬 郡 義 博 | 管理部門担当<br>CSR推進部長                      |   |
| 常務取締役   | 山 下 奉 信 | エネルギーソリューション事業部長<br>化学品事業部長<br>潤滑油販売部長 |   |
| 取締役     | 野 田 幸 宏 | 石油事業部長                                 |   |
| 取締役     | 早 川 智 之 | 羽田支社担当<br>羽田支社長<br>羽田支社空港関連対策室長        | 三愛アビエーションサービス株式会社代表取締役社長<br>神戸空港給油施設株式会社代表取締役社長 |
| 取締役     | 松 尾 耕 次 | ガス事業部長<br>ガス販売部長                       |   |
| 取締役     | 梅 津 光 弘 |  | 慶應義塾大学商学部准教授<br>アコム株式会社社外取締役                    |
| 取締役     | 高 橋 朋 敬 |  | 空港施設株式会社代表取締役会長                                 |
| 常勤監査役   | 中 川 栄 一 |  |   |
| 常勤監査役   | 水 谷 知 彦 |  |   |
| 監査役     | 長 崎 武 彦 |  | 公認会計士<br>第一生命保険株式会社社外監査役                        |
| 監査役     | 中 川 洋   |  | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社常勤顧問<br>株式会社南都銀行社外取締役           |
| 監査役     | 豊 泉 貴太郎 |  | 弁護士<br>日本生命保険相互会社社外監査役<br>品川リフラクトリーズ株式会社社外取締役   |

- (注) 1. 岩田寛剛および曾我譲治の両氏は、平成28年6月29日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任いたしました。
2. 野田幸宏氏は、平成28年6月29日開催の第85回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役梅津光弘および高橋朋敬の両氏は、社外取締役であります。
4. 福家辰夫氏は、平成28年6月29日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任いたしました。
5. 豊泉貴太郎氏は、平成28年6月29日開催の第85回定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
6. 監査役長崎武彦、中川洋および豊泉貴太郎の3氏は、社外監査役であります。
7. 監査役長崎武彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を有しております。
8. 当社は、取締役梅津光弘および高橋朋敬の両氏ならびに監査役長崎武彦、中川洋および豊泉貴太郎の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
9. 平成28年6月29日付で、次のとおり取締役の「担当」を変更しております。

| 地位・氏名        | 変更前              | 変更後                             |
|--------------|------------------|---------------------------------|
| 取締役<br>早川 智之 | 経理部長<br>情報システム部長 | 羽田支社担当<br>羽田支社長<br>羽田支社空港関連対策室長 |

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区分               | 支給人員 (名)  | 支給額 (万円)         |
|------------------|-----------|------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 11<br>(2) | 13,199<br>(720)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 6<br>(4)  | 4,785<br>(1,080) |
| 合 計              | 17        | 17,985           |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第75回定時株主総会において月額1,700万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含む。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第74回定時株主総会において月額450万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等支給人員には、当事業年度中に退任いたしました取締役2名および監査役1名が含まれております。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与1,476万円、平成28年6月29日開催の第85回定時株主総会決議に基づく取締役賞与（取締役8名に対し、4,760万円）を支給いたしております。
5. 上記のほか、平成28年6月29日開催の第85回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金として、退任取締役2名に対し2,801万円、退任社外監査役1名に対し363万円を支給いたしております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役高橋朋敬氏は、空港施設株式会社の代表取締役会長であります。なお、同法人と当社との間には、特別の関係はありません。

#### ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役梅津光弘氏は、アコム株式会社の社外取締役であります。なお、同法人と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役長崎武彦氏は、第一生命保険株式会社の社外監査役であります。なお、同法人と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役中川洋氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の常勤顧問であります。同法人は当社の大株主であり、また当社との間で保険契約を締結しております。同氏は株式会社南都銀行の社外取締役であります。なお、同法人と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役豊泉貴太郎氏は、日本生命保険相互会社の社外監査役および品川リフラクトリーズ株式会社の社外取締役であります。なお、各法人と当社との間には、特別の関係はありません。

#### ハ. 社外役員の当事業年度における主な活動状況

##### a. 取締役会および監査役会への出席状況

|               | 取締役会（10回開催） |        | 監査役会（9回開催） |        |
|---------------|-------------|--------|------------|--------|
|               | 出席回数（回）     | 出席率（%） | 出席回数（回）    | 出席率（%） |
| 取締役 梅 津 光 弘   | 8           | 80     | —          | —      |
| 取締役 高 橋 朋 敬   | 9           | 90     | —          | —      |
| 監査役 長 崎 武 彦   | 9           | 90     | 9          | 100    |
| 監査役 中 川 洋     | 8           | 80     | 8          | 89     |
| 監査役 豊 泉 貴 太 郎 | 8           | 100    | 6          | 100    |

(注) 監査役豊泉貴太郎氏は、平成28年6月29日開催の第85回定時株主総会において選任されており、在任中に開催された取締役会8回および監査役会6回における出席状況となっております。

##### b. 取締役会および監査役会における発言の状況

各社外取締役は、出席した取締役会において、議案審議に有用な助言・提言を適宜おこなっております。また、各社外監査役は、出席した取締役会および監査役会において、議案審議に有用な助言・提言を適宜おこなっております。

## 二. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の定めに基づき、社外取締役梅津光弘氏および同高橋朋敬氏ならびに社外監査役長崎武彦氏、同中川洋氏および同豊泉貫太郎氏との間で責任限定契約を締結しております。この契約の内容の概要は、次のとおりであります。

会社法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を負うに至った場合に、金300万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額までに責任を限定する。

## (4) 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 45百万円 |
| ロ. 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 67百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の遂行状況や報酬の前提となる見積りの算出根拠が適切であるか精査し、過去の報酬実績等と比較検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

### ④ 非監査業務の内容

佐賀ガス株式会社は、会計監査人に対し、「ガス事業部門別収支計算規則」に基づく証明書発行業務を委託し、対価を支払っております。

### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意により解任いたします。また、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することをその方針といたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、取締役社長を委員長とする「三菱石油グループCSR委員会」を設置し、同委員会の傘下に「危機管理委員会」、「倫理委員会」、「環境安全委員会」、「個人情報管理委員会」、「品質保証委員会」の各委員会を配置するとともに、専任部所としてCSR推進部を設置し、三菱石油グループ全体でCSR活動を展開することにより、企業の社会的責任を果たす所存であり、当社取締役会は会社法および会社法施行規則に基づく当社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり整備することを決定した。

### ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社および子会社は、取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため、「三菱石油グループの倫理行動憲章」を制定し、企業倫理の周知徹底を図るとともに、「倫理委員会」を原則として毎月開催することで企業倫理の啓発活動を推進する。また、「公益通報者の保護に関するガイドライン」を策定し、組織的または個人的な法令違反行為等に対する通報または相談の窓口を社内および社外に設けるなど適正な処理の仕組みを定め、不正行為等を早期に発見し、是正することでコンプライアンス経営の強化を図る。
- ロ. 内部監査の体制については、監査・内部統制部を取締役社長直轄とし、経理・業務に関する内部監査を定期的におこなう。また、金融商品取引法の定める「財務報告にかかる内部統制」については、監査・内部統制部により内部統制の整備・運用状況を評価し、財務報告の信頼性を確保する。なお、当該監査・内部統制部は必要に応じて会計監査人と情報交換をおこなうとともに、会計監査人の監査に立会う。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報に関しては、「文書規程」および「情報管理規程」に従い、書面または電磁的記録により保存し、適切な管理をおこなう。
- ロ. 個人情報の保護については、「個人情報管理委員会」において個人情報保護推進計画など個人情報の保護に関する重要事項について調査審議する。また、「個人情報管理規程」に基づき個人情報の管理、教育および監査をおこなうことにより、個人情報の適切な取扱いと管理の徹底を図る。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を制定し、「三菱石油グループCSR委員会」においてリスクの具体的対応策や予防策等を検討し、リスク管理をおこなうとともに、当該委員会の審議・活動の進捗状況を定期的に取り締役に報告するものとする。また、当社の経営に重大な影響をおよぼす危機等が発生した場合には、取締役社長を本部長とする「危機対策本部」を設置して危機対応をおこなう。
- ロ. 当社の事業推進に伴う損失の危険の管理については、取引権限や財務権限および与信管理などに関する社内規程を定め、迅速な営業活動と責任の明確化、取引の安全を図る。
- ハ. 事故、事件、自然災害に対する安全管理体制の整備に関しては、「危機管理委員会」において、調査審議する。
- ニ. 当社および子会社は、危険物を取扱う企業として環境の保護、安全の確保を企業経営上の重要課題と位置付け、「環境安全委員会」において当社および子会社の事業活動における環境・安全に関する重要事項について調査審議する。また、「環境安全管理規程」に環境・安全に関する基本理念と行動指針を定め、環境の保護および安全の確保、ならびに事故・災害発生時の適切な対応の徹底を図るとともに、環境・安全に関する監査および教育の計画・実施により事故・災害を未然に防止し、円滑かつ効果的な事業活動を推進する。
- ホ. 製造物責任に関する事項については、「品質保証委員会」において、当社で製造するすべての製品について、事前に審議することで、製造物の欠陥に起因する損害賠償請求やクレームなどを未然に防止する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- イ. 当社および子会社に係る重要な業務執行案件については、意思決定審議機関としての常務会を毎週定例日に開催し、取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保する。
- ロ. 経営政策・方針等の会社の基本的案件を取扱う常勤役員会を毎月1回開催し、当社および子会社の予算、月次決算ならびにその進捗状況、会社全般に影響をおよぼす重要な事項について協議する。

### ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、業務遂行に必要な運営の基本原則として「三菱石油グループ会社の運営管理規程」を定め、子会社における職務の執行に係る事項の報告基準などを整備することにより、それぞれの役割および責任体制を明確化し、組織的な運営を図る。
- ロ. 子会社の監査に関しては、当社の監査・内部統制部および子会社の監査部門が定期的に内部監査をおこなう。また、当社の監査・内部統制部は必要に応じて会計監査人と情報交換をおこなうとともに、会計監査人の監査に立会い、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する。

## ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制については、監査役室を設置し、補助すべき使用人を配置する。なお、その使用人は、監査役の指揮命令の下で監査役の職務執行を補助することとし、取締役社長の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事考課については、常勤監査役がおこなうものとする。

## ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が親会社の監査役に報告するための体制、また報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会およびその他重要な会議に出席するほか、取締役などからその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧し、監査・内部統制部および内部監査部門と随時連携して本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査するものとする。また、毎週定例日に開催する意思決定審議機関としての常務会には、監査役会で決定された常勤監査役1名が常時出席することとする。
- ロ. 監査役は、子会社の取締役および監査役などと意思疎通および情報交換を図り、事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査するものとする。

## ⑧ その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制、および監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

- イ. 監査役会が必要と認めるときは、取締役、使用人および会計監査人などを監査役会に出席させて、その報告または意見を述べる機会を確保する。
- ロ. 緊急の監査費用や利益相反取引など、監査役が自らの判断により必要と認め、弁護士などの外部専門家を起用する場合に生ずる費用などについては、これを適正に処理することを保証する。

## ⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

イ. 「三菱石油グループの倫理行動憲章」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して接触を持たず、毅然とした態度で臨む。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンス体制

法令および社内ルールの順守や企業倫理の啓発に関しては、「三愛石油グループの倫理行動憲章」の周知徹底を図るとともに、「倫理委員会」を12回開催し、当該委員会において検討された倫理問題に関して、社内ニュースの配信やeラーニングによる教育を実施いたしました。また、「公益通報者の保護に関するガイドライン」にしたがい、公益通報相談窓口を設置し、法令違反や不正行為等の早期発見と是正に努めました。

### ② リスク管理体制

「三愛石油グループCSR委員会」を4回開催し、当社グループの経営に重大な影響をおよぼすリスク項目の確認および見直しを実施し、具体的対応策や予防策等の検討をおこないました。当該委員会での審議結果については、四半期毎に取締役会に報告いたしました。

「倫理委員会」以外の「三愛石油グループCSR委員会」傘下の各委員会の活動は以下のとおりです。

- イ. 「危機管理委員会」を5回開催し、事件や事故の報告と再発防止策の検討をおこないました。また、地震など災害に対するBCPを検討し、これに基づき事業所毎に訓練を実施いたしました。
- ロ. 「環境安全委員会」を5回開催し、危険物を取り扱う事業所を対象とした環境安全監査の実施状況や指摘事項およびその是正状況について報告がおこなわれ、環境の保護や安全の確保等について審議いたしました。
- ハ. 「個人情報管理委員会」を5回開催し、個人情報の保護に関するeラーニングによる教育や個人情報の取り扱いに関する自主監査の実施、個人情報管理台帳の更新について審議し、個人情報の保護を図りました。
- ニ. 「品質保証委員会」を4回開催し、当社で製造されるすべての製品を対象とし、新製品や処方変更等が必要とされる場合において事前審査を実施することで、製造物の欠陥に起因する損害賠償請求やクレーム等の未然防止に努めました。

### ③ 子会社管理体制

当社は、「三愛石油グループ会社の運営管理規程」を定めており、子会社の重要な業務執行について決裁承認等をおこないました。また、三愛石油グループ全体の公益通報相談窓口を設置し、法令違反や不正行為等の早期発見と是正に努めました。

#### ④ 監査および財務報告にかかる内部統制の体制

当社の監査・内部統制部および各子会社の監査部門は連携して内部監査を実施いたしました。内部監査における指摘事項とその是正の状況は常勤役員会および監査役に報告され、共有化が図られています。また、「内部統制委員会」を5回開催し、三菱石油グループの財務報告にかかる内部統制の整備・運用状況を確認しています。

### (7) 株式会社の支配に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容

上場会社である当社株式は、株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、当社はこれを一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えている。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社やその関係者に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資することにならないものも少なくない。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えている。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対して必要かつ相応な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えている。

## ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の第77回定時株主総会決議により「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成23年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）として一部変更のうえ継続した。その後、平成26年6月27日開催の第83回定時株主総会において本プランの継続を決議している。

### イ. 本プランの概要

#### ア. 大規模買付ルールの概要

本プランは、当社株式について、20%以上の議決権割合とすることを目的とする買付行為、または結果として議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為をおこなう者を「大規模買付者」という。）がおこなわれた場合、それに応じるか否かを株主のみならずが判断するに必要な情報や時間を確保するため、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為が開始されるというものである。

#### イ. 対抗措置の内容

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款上検討可能な対抗措置を取り、大規模買付行為に対抗する可能性がある。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとする。

#### ロ. 対抗措置の発動条件

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取らない。ただし、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合または大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、対抗措置を取ることができる。なお、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動の決定に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非等について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが順守されているか否か、十分検討したうえで対抗措置の発動の是非等について勧告をおこなうものとする。

当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動等を決定することができる。なお、独立委員会より、株主総会を招集し株主のみならずのご意見を確認する旨の勧告があり、当社取締役会としても、株主のみならずのご意見を尊重し、確認することが適切であると判断した場合には、当社取締役会は株主

総会を招集することとし、株主のみなさまのご判断による対抗措置の発動、不発動の決定（普通決議による決定）ができるものとする。

#### ロ. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は3年間（平成29年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については、定時株主総会の承認を得ることとする。ただし、有効期間中であっても、株主総会において本プランの変更または廃止の決議がおこなわれた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとする。また、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

### ③ 本プランに関する当社取締役会の判断

本プランは、中長期的視点から当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための具体的な方策であり、基本方針に沿うものである。また、以下のように合理性が担保されており、基本方針に照らして当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えている。

- イ. 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足している。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものである。
- ロ. 合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されている。
- ハ. 当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社における決定の合理性・公正性を担保するため、社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から選任する独立委員会を設置することとしている。
- ニ. 株主意思を重視するものであり、本プランの継続について定時株主総会の承認を得るものとしている。また、有効期間中であっても、株主総会の廃止の決議により本プランは廃止されるものとしている。
- ホ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではない。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目              | 第86期<br>平成29年3月31日現在 |
|-----------------|----------------------|
| <b>資産の部</b>     |                      |
| <b>流動資産</b>     | <b>96,977</b>        |
| 現金及び預金          | 32,237               |
| 受取手形及び売掛金       | 56,937               |
| 有価証券            | 200                  |
| 商品及び製品          | 6,367                |
| 仕掛品             | 65                   |
| 原材料及び貯蔵品        | 71                   |
| 繰延税金資産          | 388                  |
| その他             | 766                  |
| 貸倒引当金           | △57                  |
| <b>固定資産</b>     | <b>91,521</b>        |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>51,104</b>        |
| 建物及び構築物         | 20,097               |
| 機械装置及び運搬具       | 7,145                |
| 土地              | 21,224               |
| リース資産           | 1,626                |
| 建設仮勘定           | 435                  |
| その他             | 574                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>3,331</b>         |
| のれん             | 2,489                |
| その他             | 842                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>37,085</b>        |
| 投資有価証券          | 23,567               |
| 長期貸付金           | 25                   |
| 繰延税金資産          | 413                  |
| 退職給付に係る資産       | 754                  |
| 差入保証金           | 11,727               |
| その他             | 757                  |
| 貸倒引当金           | △160                 |
| <b>資産合計</b>     | <b>188,499</b>       |

| 科目                 | 第86期<br>平成29年3月31日現在 |
|--------------------|----------------------|
| <b>負債の部</b>        |                      |
| <b>流動負債</b>        | <b>74,860</b>        |
| 支払手形及び買掛金          | 61,762               |
| 短期借入金              | 430                  |
| 1年内返済予定の長期借入金      | 670                  |
| リース債務              | 421                  |
| 未払法人税等             | 1,540                |
| 賞与引当金              | 1,800                |
| 役員賞与引当金            | 77                   |
| 完成工事補償引当金          | 4                    |
| 関係会社株式譲渡損失引当金      | 77                   |
| その他                | 8,073                |
| <b>固定負債</b>        | <b>30,888</b>        |
| 長期借入金              | 14,162               |
| リース債務              | 1,376                |
| 繰延税金負債             | 5,099                |
| 再評価に係る繰延税金負債       | 815                  |
| 役員退職慰労引当金          | 348                  |
| 特別修繕引当金            | 118                  |
| 退職給付に係る負債          | 353                  |
| 資産除去債務             | 557                  |
| その他                | 8,057                |
| <b>負債合計</b>        | <b>105,748</b>       |
| <b>純資産の部</b>       |                      |
| <b>株主資本</b>        | <b>76,137</b>        |
| 資本金                | 10,127               |
| 資本剰余金              | 4,522                |
| 利益剰余金              | 61,840               |
| 自己株式               | △352                 |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>5,373</b>         |
| その他有価証券評価差額金       | 5,401                |
| 土地再評価差額金           | △478                 |
| 退職給付に係る調整累計額       | 450                  |
| <b>非支配株主持分</b>     | <b>1,239</b>         |
| <b>純資産合計</b>       | <b>82,750</b>        |
| <b>負債・純資産合計</b>    | <b>188,499</b>       |

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科目                     | 第86期<br>平成28年4月 1日から<br>平成29年3月31日まで |         |
|------------------------|--------------------------------------|---------|
|                        |                                      |         |
| <b>売上高</b>             |                                      |         |
| 商品売上高                  | 653,214                              | 655,668 |
| 完成工事高                  | 2,453                                |         |
| <b>売上原価</b>            |                                      |         |
| 商品売上原価                 | 605,324                              | 607,545 |
| 完成工事原価                 | 2,220                                |         |
| <b>売上総利益</b>           |                                      | 48,122  |
| <b>販売費及び一般管理費</b>      |                                      | 39,150  |
| <b>営業利益</b>            |                                      | 8,972   |
| <b>営業外収益</b>           |                                      |         |
| 受取利息及び配当金              | 917                                  | 1,419   |
| 軽油引取税交付金               | 174                                  |         |
| その他                    | 327                                  |         |
| <b>営業外費用</b>           |                                      |         |
| 支払利息                   | 473                                  | 548     |
| 貸倒引当金繰入額               | 3                                    |         |
| その他                    | 71                                   |         |
| <b>経常利益</b>            |                                      | 9,844   |
| <b>特別利益</b>            |                                      |         |
| 固定資産売却益                | 106                                  | 112     |
| 投資有価証券売却益              | 5                                    |         |
| <b>特別損失</b>            |                                      |         |
| 固定資産除売却損               | 298                                  | 1,146   |
| 減損損失                   | 754                                  |         |
| 関係会社株式譲渡損失引当金繰入額       | 77                                   |         |
| 環境対策費                  | 15                                   |         |
| 投資有価証券売却損              | 0                                    |         |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |                                      | 8,809   |
| 法人税、住民税及び事業税           | 2,415                                | 2,772   |
| 法人税等調整額                | 357                                  |         |
| <b>当期純利益</b>           |                                      | 6,036   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        |                                      | 97      |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |                                      | 5,939   |

## 連結株主資本等変動計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：百万円)

|                     | 株主資本   |       |        |      |        |
|---------------------|--------|-------|--------|------|--------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高               | 10,127 | 4,487 | 57,623 | △158 | 72,078 |
| 当期変動額               |        |       |        |      |        |
| 剰余金の配当              |        |       | △743   |      | △743   |
| 剰余金の配当（中間配当）        |        |       | △636   |      | △636   |
| 土地再評価差額金の取崩         |        |       | △341   |      | △341   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |        |       | 5,939  |      | 5,939  |
| 自己株式の取得             |        |       |        | △193 | △193   |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減  |        | 35    |        |      | 35     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |       |        |      | －      |
| 当期変動額合計             | －      | 35    | 4,217  | △193 | 4,059  |
| 当期末残高               | 10,127 | 4,522 | 61,840 | △352 | 76,137 |

|                     | その他の包括利益累計額      |              |                  |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|---------|--------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |         |        |
| 当期首残高               | 4,511            | △819         | △271             | 3,420             | 1,444   | 76,943 |
| 当期変動額               |                  |              |                  |                   |         |        |
| 剰余金の配当              |                  |              |                  | －                 |         | △743   |
| 剰余金の配当（中間配当）        |                  |              |                  | －                 |         | △636   |
| 土地再評価差額金の取崩         |                  | 341          |                  | 341               |         | －      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                  |              |                  | －                 |         | 5,939  |
| 自己株式の取得             |                  |              |                  | －                 |         | △193   |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減  |                  |              |                  | －                 |         | 35     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 889              | －            | 722              | 1,612             | △205    | 1,406  |
| 当期変動額合計             | 889              | 341          | 722              | 1,953             | △205    | 5,807  |
| 当期末残高               | 5,401            | △478         | 450              | 5,373             | 1,239   | 82,750 |

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目              | 第86期<br>平成29年3月31日現在 |
|-----------------|----------------------|
| <b>資産の部</b>     |                      |
| <b>流動資産</b>     | <b>49,556</b>        |
| 現金及び預金          | 29,522               |
| 受取手形            | 283                  |
| 売掛金             | 18,227               |
| 商品及び製品          | 507                  |
| 原材料及び貯蔵品        | 8                    |
| 前渡金             | 3                    |
| 前払費用            | 127                  |
| 繰延税金資産          | 299                  |
| 短期貸付金           | 408                  |
| その他             | 194                  |
| 貸倒引当金           | △27                  |
| <b>固定資産</b>     | <b>72,372</b>        |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>27,109</b>        |
| 建物              | 2,615                |
| 構築物             | 10,159               |
| 機械及び装置          | 4,587                |
| 車両運搬具           | 24                   |
| 工具器具及び備品        | 86                   |
| 土地              | 8,267                |
| リース資産           | 974                  |
| 建設仮勘定           | 394                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>178</b>           |
| 借地権             | 6                    |
| 商標権             | 0                    |
| ソフトウェア          | 128                  |
| その他             | 44                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>45,084</b>        |
| 投資有価証券          | 21,472               |
| 関係会社株式          | 22,381               |
| 出資金             | 2                    |
| 長期貸付金           | 9                    |
| 従業員に対する長期貸付金    | 13                   |
| 関係会社長期貸付金       | 534                  |
| 破産更生債権等         | 54                   |
| 長期前払費用          | 205                  |
| 差入保証金           | 388                  |
| その他             | 135                  |
| 貸倒引当金           | △113                 |
| <b>資産合計</b>     | <b>121,929</b>       |

| 科目              | 第86期<br>平成29年3月31日現在 |
|-----------------|----------------------|
| <b>負債の部</b>     |                      |
| <b>流動負債</b>     | <b>33,411</b>        |
| 買掛金             | 13,035               |
| 短期借入金           | 14,367               |
| 1年内返済予定の長期借入金   | 300                  |
| リース債務           | 215                  |
| 未払金             | 191                  |
| 未払費用            | 904                  |
| 未払法人税等          | 512                  |
| 前受金             | 1,069                |
| 預り金             | 101                  |
| 賞与引当金           | 653                  |
| 役員賞与引当金         | 45                   |
| 設備関係未払金         | 1,600                |
| 仮受金             | 413                  |
| その他             | 0                    |
| <b>固定負債</b>     | <b>19,692</b>        |
| 長期借入金           | 10,150               |
| リース債務           | 833                  |
| 繰延税金負債          | 2,743                |
| 再評価に係る繰延税金負債    | 909                  |
| 退職給付引当金         | 850                  |
| 役員退職慰労引当金       | 194                  |
| 資産除去債務          | 69                   |
| 預り保証金           | 3,941                |
| その他             | 0                    |
| <b>負債合計</b>     | <b>53,104</b>        |
| <b>純資産の部</b>    |                      |
| <b>株主資本</b>     | <b>63,732</b>        |
| 資本金             | 10,127               |
| 資本剰余金           | 4,407                |
| 資本準備金           | 2,531                |
| その他資本剰余金        | 1,875                |
| <b>利益剰余金</b>    | <b>49,550</b>        |
| その他利益剰余金        |                      |
| 土地減価積立金         | 42                   |
| 償却資産圧縮積立金       | 1,543                |
| 土地圧縮積立金         | 105                  |
| 特別償却準備金         | 83                   |
| 別途積立金           | 21,000               |
| 繰越利益剰余金         | 26,775               |
| <b>自己株式</b>     | <b>△352</b>          |
| <b>評価・換算差額等</b> | <b>5,092</b>         |
| その他有価証券評価差額金    | 5,343                |
| 土地再評価差額金        | △251                 |
| <b>純資産合計</b>    | <b>68,824</b>        |
| <b>負債・純資産合計</b> | <b>121,929</b>       |

# 損益計算書

(単位：百万円)

| 科目                | 第86期<br>平成28年4月1日から<br>平成29年3月31日まで |                |
|-------------------|-------------------------------------|----------------|
|                   | <b>売上高</b>                          |                |
| 商品売上高             | 270,616                             |                |
| 航空燃料等取扱収入         | 6,983                               |                |
| その他収入             | 1,373                               | <b>278,973</b> |
| <b>売上原価</b>       |                                     |                |
| 商品売上原価            |                                     | <b>261,832</b> |
| <b>売上総利益</b>      |                                     | <b>17,140</b>  |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |                                     | <b>12,219</b>  |
| <b>営業利益</b>       |                                     | <b>4,921</b>   |
| <b>営業外収益</b>      |                                     |                |
| 受取利息              | 311                                 |                |
| 有価証券利息            | 1                                   |                |
| 受取配当金             | 1,991                               |                |
| 雑収入               | 398                                 | <b>2,703</b>   |
| <b>営業外費用</b>      |                                     |                |
| 支払利息              | 311                                 |                |
| 貸倒引当金繰入額          | 3                                   |                |
| 雑損失               | 20                                  | <b>335</b>     |
| <b>経常利益</b>       |                                     | <b>7,289</b>   |
| <b>特別利益</b>       |                                     |                |
| 固定資産売却益           | 16                                  |                |
| 貸倒引当金戻入額          | 301                                 | <b>318</b>     |
| <b>特別損失</b>       |                                     |                |
| 固定資産除売却損          | 157                                 |                |
| 減損損失              | 221                                 | <b>378</b>     |
| <b>税引前当期純利益</b>   |                                     | <b>7,229</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税      | 1,103                               |                |
| 法人税等調整額           | 88                                  | <b>1,191</b>   |
| <b>当期純利益</b>      |                                     | <b>6,037</b>   |

## 株主資本等変動計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：百万円)

|                     | 株主資本   |           |              |             |           |                   |           |           |           |                 |             | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |
|---------------------|--------|-----------|--------------|-------------|-----------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|-------------|------|------------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金     |                   |           |           |           |                 |             |      |            |
|                     |        | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 土地<br>積立金 | 減価<br>償却資産<br>積立金 | 土地<br>積立金 | 償却<br>準備金 | 別途積立<br>金 | 繰越利<br>益剰余<br>金 | 利益剰余金<br>合計 |      |            |
| 当期首残高               | 10,127 | 2,531     | 1,875        | 4,407       | 42        | 1,718             | 105       | 103       | 21,000    | 22,248          | 45,218      | △158 | 59,594     |
| 当期変動額               |        |           |              |             |           |                   |           |           |           |                 |             |      |            |
| 剰余金の配当              |        |           |              | -           |           |                   |           |           |           | △743            | △743        |      | △743       |
| 剰余金の配当(中間配当)        |        |           |              | -           |           |                   |           |           |           | △636            | △636        |      | △636       |
| 土地再評価差額金の取崩         |        |           |              | -           |           |                   |           |           |           | △325            | △325        |      | △325       |
| 償却資産圧縮積立金の取崩        |        |           |              | -           |           | △174              |           |           |           | 174             | -           |      | -          |
| 特別償却準備金の取崩          |        |           |              | -           |           |                   |           | △19       |           | 19              | -           |      | -          |
| 当期純利益               |        |           |              | -           |           |                   |           |           |           | 6,037           | 6,037       |      | 6,037      |
| 自己株式の取得             |        |           |              | -           |           |                   |           |           |           |                 | -           | △193 | △193       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |        |           |              | -           |           |                   |           |           |           |                 | -           |      | -          |
| 当期変動額合計             | -      | -         | -            | -           | -         | △174              | -         | △19       | -         | 4,526           | 4,331       | △193 | 4,138      |
| 当期末残高               | 10,127 | 2,531     | 1,875        | 4,407       | 42        | 1,543             | 105       | 83        | 21,000    | 26,775          | 49,550      | △352 | 63,732     |

|                     | 評価・換算差額等     |          |            | 純資産合計  |
|---------------------|--------------|----------|------------|--------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 当期首残高               | 4,656        | △576     | 4,079      | 63,674 |
| 当期変動額               |              |          |            |        |
| 剰余金の配当              |              |          | -          | △743   |
| 剰余金の配当(中間配当)        |              |          | -          | △636   |
| 土地再評価差額金の取崩         |              | 325      | 325        | -      |
| 償却資産圧縮積立金の取崩        |              |          | -          | -      |
| 特別償却準備金の取崩          |              |          | -          | -      |
| 当期純利益               |              |          | -          | 6,037  |
| 自己株式の取得             |              |          | -          | △193   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 686          | -        | 686        | 686    |
| 当期変動額合計             | 686          | 325      | 1,012      | 5,150  |
| 当期末残高               | 5,343        | △251     | 5,092      | 68,824 |

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

三菱石油株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 櫻井紀彰 ㊞  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 宮原さつき ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱石油株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

三愛石油株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 櫻井紀彰 ㊞  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 宮原さつき ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三愛石油株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月9日

三菱石油株式会社 監査役会

常勤監査役 中川 栄一 ㊟  
常勤監査役 水谷 知彦 ㊟  
社外監査役 長崎 武彦 ㊟  
社外監査役 中川 洋 ㊟  
社外監査役 豊泉 貴太郎 ㊟

以 上

## 定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都品川区東大井五丁目22番5号  
オブリ・ユニビル 6階会議室

交通

JR大井町駅中央口より徒歩約2分  
東急大井町駅より徒歩約5分  
りんかい線大井町駅出口A1より徒歩約3分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。